

(2) 農地整備（ほ場整備）関連

事業名 集積要件	経営体育成型		
	一般型	面的集積型	集約型
農業競争力強化基盤整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○
農山漁村地域整備交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	-

ほ場整備事業関係については上記のとおり農地整備事業（経営体育成型）を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

継続地区（H25 年度までの採択）のみ適用 …………… 一般型

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

継続地区（H25 年度までの採択）のみ適用 …………… 面的集積型

農地整備事業（経営体育成型または中山間地域型）H26 年度以降採択・新規地区適用 …… 集約型

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（一般型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	------------------

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
 - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
 - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。

- 3 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （一般型））	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。
(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度化経営体集積 促進事業	50 (55)	50 (45)	— —	H13～15年度の採択地区
		50 (55) [20] <22>	20 (18) [20] <18>	30 (27) — —	助成割合は2.5%まで 助成割合2.5～5%まで
		50 (55) [30] <33>	30 (27) [30] <27>	20 (18) — —	H18～22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1) のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2) 及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用
- ・ [] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	------------------

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集率	
事業開始時	事業完了時
13%未満の場合	20%以上
13%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体

() は中山間地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	---

目 的

食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)

農業生産基盤整備事業
農業生産基盤整備附帯事業
営農環境整備事業

(ソフト事業)

農業経営高度化支援事業
・高度土地利用調整事業
・農地集積促進事業
・耕地利用高度化推進事業
・水田貯留機能向上支援事業
・水田貯留機能向上推進事業

事業の内容

〈経営体育成型〉

- 1 下記の（１）の③又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

（１）農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業
④農用地造成 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦除礫

（２）農業生産基盤整備附帯事業

（３）営農環境整備事業

（４）農業経営高度化支援事業

①高度土地利用調整事業

ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

②農地集積促進事業

担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援

③耕地利用高度化促進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

④水田貯留機能向上支援事業

ア 指導事業

水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

⑤水田貯留機能向上推進事業

水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備

(5) 特認事業

〈中山間地域型〉

- ・ 中山間地域において実施するもの。
- ・ 内容は経営体育成型と同じ。

採択要件

(農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

R9採択以降	R8採択まで																								
1 農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の 目標年度 において、担い手農地利用集積率が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては 80%以上 、それ以外の場合にあっては50%以上となることが確実に見込まれるものであること。（要領第4）	1 農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、 生産基盤整備事業等の完了時 において、担い手農地利用集積率が 50%以上 となることが確実に見込まれるものであること。（要領第4）																								
2 経営体育成型は受益面積が20ha以上であること。中山間地域型は10ha以上であること。（要領別紙1第5の1の(1)、要領別紙1第5の2の(1)ア）	2 経営体育成型は受益面積が20ha以上であること。中山間地域型は10ha以上であること。（要領別紙1第5の1の(1)、要領別紙1第5の2の(1)ア）																								
3 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。（要領別紙1第5の1の(2)、要領別紙1第5の2の(1)イ） ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ下表に示すとおり増加することが確実に見込まれること。	3 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。（要領別紙1第5の1の(2)、要領別紙1第5の2の(1)イ） ア 生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ下表に示すとおり増加することが確実に見込まれること。																								
<table><tr><th>現況</th><th>促進計画の目標年度</th></tr><tr><td>80% (※)未満</td><td>80% 以上</td></tr><tr><td>80% 以上(※)90% 未満</td><td>5%ポイント以上増加すること</td></tr><tr><td>90% 以上95% 未満</td><td>95% 以上</td></tr><tr><td>95% 以上</td><td>担い手への利用集積が図られること</td></tr></table> ※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物 を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上ではない場合は、 50 %とする。	現況	促進計画の目標年度	80% (※)未満	80% 以上	80% 以上(※)90% 未満	5%ポイント以上増加すること	90% 以上95% 未満	95% 以上	95% 以上	担い手への利用集積が図られること	<table><tr><th>現況</th><th>生産基盤整備事業の完了時</th></tr><tr><td>40% 未満</td><td>50% 以上</td></tr><tr><td>40% 以上50% 未満</td><td>10% ポイント以上増加</td></tr><tr><td>50% 以上55% 未満</td><td>60% 以上</td></tr><tr><td>55% 以上90% 未満</td><td>5% ポイント以上増加</td></tr><tr><td>90% 以上95% 未満</td><td>95% 以上</td></tr><tr><td>95% 以上</td><td>担い手への利用集積が図られること</td></tr></table>	現況	生産基盤整備事業の完了時	40% 未満	50% 以上	40% 以上50% 未満	10% ポイント以上増加	50% 以上55% 未満	60% 以上	55% 以上90% 未満	5% ポイント以上増加	90% 以上95% 未満	95% 以上	95% 以上	担い手への利用集積が図られること
現況	促進計画の目標年度																								
80% (※)未満	80% 以上																								
80% 以上(※)90% 未満	5%ポイント以上増加すること																								
90% 以上95% 未満	95% 以上																								
95% 以上	担い手への利用集積が図られること																								
現況	生産基盤整備事業の完了時																								
40% 未満	50% 以上																								
40% 以上50% 未満	10% ポイント以上増加																								
50% 以上55% 未満	60% 以上																								
55% 以上90% 未満	5% ポイント以上増加																								
90% 以上95% 未満	95% 以上																								
95% 以上	担い手への利用集積が図られること																								

R9採択以降

イ促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率が、下表に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

現況	促進計画の目標年度
23% 未満	30% 以上
23% 以上35% 未満	7% ポイント以上増加
35% 以上38.5% 未満	42% 以上
38.5% 以上63% 未満	3.5% ポイント以上増加
63% 以上66.5% 未満	66.5% 以上
66.5% 以上	担い手への集約化が図られること

ウ次に定める要件を全て満たすこと。

農地所有適格法人		農地集積
事業開始時	事業完了時	目標年度
なし	設立	経営等農地面積の割合が受益面積の8割以上の場合は80%以上。8割以下の場合は50%以上。
あり	—	特定農業法人かつ経営所得安定対策の加入者

R8採択まで

イ生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率が、下表に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

現況	促進計画の目標年度
23% 未満	30% 以上
23% 以上35% 未満	7% ポイント以上増加
35% 以上38.5% 未満	42% 以上
38.5% 以上63% 未満	3.5% ポイント以上増加
63% 以上66.5% 未満	66.5% 以上
66.5% 以上	担い手への集約化が図られること

ウ次に定める要件を全て満たすこと。

農地所有適格法人		農地集積
事業開始時	事業完了時	事業完了時
なし	設立	経営所得安定対策の加入者
あり	—	特定農業法人かつ経営所得安定対策の加入者

4 前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、農政局により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。
(要領別紙1第5の1の(3)、要領別紙1第5の2の(1)ウ)

5 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において担い手農地利用集積率が55%以上となること。
(要領別紙1第5の1の(4)、要領別紙1第5の2の(1)エ)

—

5 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において担い手農地利用集積率が55%以上となること。
(要領別紙1第5の1の(4)、要領別紙1第5の2の(1)エ)

負担割合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	営農環境整備事業					

2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	

団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2) 農地集積促進事業				
	農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1) のイについては、市町村、改良区が事業実施主体

(2) 及び(3)については、市町村が事業実施主体

() は中山間地域に適用

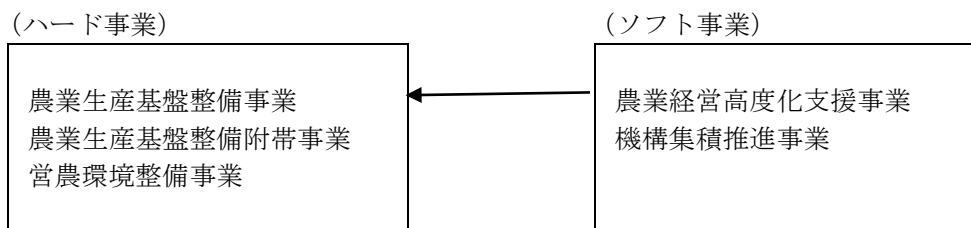
農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
----------------------	------------------	--

目 的

農地中間管理機構への農地の貸付け等が増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者や機構から借り受ける担い手は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地等について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。



事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ 区画整理事業
- ④ 農用地造成
- ⑤ 暗渠排水事業
- ⑥ 客土事業
- ⑦ 除礫

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

① 指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

② 調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等

③ 耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。（中山間地域で実施する場合又は事業実施主体が市町村である場合は5ha以上）
- 3 事業対象農地は、おおむね1ha以上の集約化された農地で構成されること。
（中山間地域等は0.5ha以上）
- 4 事業施行地域内農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について、事業計画公告日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上であること。
- 5 前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、農政局により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること（R9採択以降）。
- 6 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 7 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に定める目標年度において20%以上向上すること。
（細部要件については下記のとおり。）

①集積率・集約化要件	②収益性要件(いずれか1件)	③追加要件(複数ある場合は、いずれか1件)
集積率・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下 受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。
集積率・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加
		受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

負 担 割 合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	営農環境整備事業					

※その他については、機構集積推進事業により、要件を達成することで推進費として、全額国負担。

2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 指導事業	62.5	37.5	—	
団体営	(2) 調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
団体営	(3) 耕地利用高度化推進事業	62.5	未定	未定	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--

目 的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減を図る。

事業の内容

日本政策金融公庫が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う。

採 択 要 件

対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2208号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること、又は、事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域計画の区域内の全農家戸数に占める目標地図に位置付けられた認定農業者数の割合以上となること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。

事業採択時20%未満	→	事業完了時	30%以上
事業採択時20～50%	→	事業完了時	10ポイント以上増加
事業採択時50～55%	→	事業完了時	60%以上
事業採択時55～90%	→	事業完了時	5ポイント以上増加
事業採択時90～95%	→	事業完了時	95%以上
事業採択時95%以上	→	事業完了時	担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型または中山間地域型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- | | | | |
|---------------|---|-------|------------------|
| 事業採択時13%未満 | → | 事業完了時 | 20%以上 |
| 事業採択時13～35% | → | 事業完了時 | 7ポイント以上増加 |
| 事業採択時35～38.5% | → | 事業完了時 | 42%以上 |
| 事業採択時38.5～63% | → | 事業完了時 | 3.5ポイント以上増加 |
| 事業採択時63～66.5% | → | 事業完了時 | 66.5%以上 |
| 事業採択時66.5%以上 | → | 事業完了時 | 担い手への面的集積が図られること |